

事業系ごみに係る他都市の取り組み

資料 7

都市名	市施設への資源物搬入規制の手法等	展開検査	手数料 (円/10kg.)	優良事業者認定, 表彰制度	
千葉市	分別指導に従わない者に対し, 改善勧告・改善命令を行い, なお改善しない場合は事業所名の公表, 罰則(過料)を科す。(平成22年9月に条例を改正。平成23年4月より制度適用)	有 (サンプリング)	210	千葉市ごみ減量・再資源化優良事業者表彰制度	事業系廃棄物の減量・再資源化に取り組んでいる事業者を公募し, 市職員が立ち入り調査を行った上で表彰する。
横浜市	フap類については生焼却施設に内容物審査機と内容物審査員を配置し, 厳格に分別を指導。また, 分別指導後も分別区分に従わない者に対し, 改善勧告・改善命令を行い, 改善されない場合は事業所名の公表, 罰則(過料)を科す。	有 (サンプリング)	130	分別優良(三つ星)事業所	大規模事業所より提出される減量化資源化等計画書を基に, 市職員が立ち入りを行い, 認定基準を満たしている事業所を表彰する。
相模原市	平成22年度から事業系一般廃棄物の展開検査を実施し, 事業系ごみを約20%削減	有 (全量)	180	エコショップ等認定制度	ごみ減量や資源化推進の取り組みについての審査項目のうち一定数の項目を実施している小売業店舗, 事業所, 商店街団体を, それぞれ「エコショップ」「エコオフィス」「エコ商店街」として認定する。
大阪市	専門の検査職員により搬入されたごみほぼ全てに対して目視検査を行っている。ペット・プラ類・びん・缶が確認された場合は少量でも受入拒否	有 (サンプリング)	58	「ごみ減量優良標」	ごみの減量推進や適正処理等に顕著な功績を挙げている大規模建築物に対し, ごみ減量優良標を贈呈する。優良標を複数回贈呈されている建築物に対しては, 局長表彰や市長表彰も行っている。
名古屋市	年に2回, 1週間程度検査強化期間を設け, 期間中は搬入車両すべてに対し検査を行う。また, 1事業所当たり1収集日45L以内の資源物は行政回収して受入する。	有 (強化期間中は全量)	200	エコ事業所認定制度	市内の事業所(形態・規模は問わない)が認定の申請を行い, 所定の評価基準を満たしていれば認定する。
岡山市	焼却施設に搬入されているごみは, ほとんどダンピングボックスに展開してから受入のため, 概ね展開検査がされている状態。	有 (サンプリング)	130	事業系ごみ減量化・資源化推進優良事業者等表彰	事業系一般廃棄物の減量・資源化に積極的またはユニークな取り組みを行い, 成果を挙げている事業者を募集し, 調査・選考を経て優良な事業者を表彰する。
北九州市	古紙類, 木くず, ペット, びん, 缶について民間リサイクル施設で受入できない旨の証明書があれば, 市の施設で受入可能	有 (サンプリング)	100	北九州市3R活動推進表彰	公募及び環境局の推薦(事業系ごみの前年の総排出量を基にして, 現年の総排出量, リサイクル率等から選考)により表彰

※手数料は平成22年4月現在の額